

○市町立学校施設の整備に対する国庫補助制度の概要

各市町が行う小・中学校の整備に関しては、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づき、学校施設の耐震性の確保や昭和40年代後半から大量に建設された学校施設の老朽化への対応に加え、教育活動拠点としての高機能かつ多機能な施設環境、地域との連携、環境との共生、バリアフリー化などの質的整備を実施し、子どもたちが充実した学校活動を存分に展開できる施設整備を目指しています。

県では、学校設置者である市町に対して、国の学校施設環境改善交付金制度などの地方財政支援措置の活用に関する指導・助言を行っています。

- ◇ 国庫補助制度の詳細については、文部科学省施設助成課のホームページを参照して下さい。 → [施設助成課HP](#) (別窓で開きます。)